

## 久喜市廃棄物減量等推進員要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、久喜市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（令和5年久喜市条例第38号。以下「条例」という。）第11条第2項に規定する久喜市廃棄物減量等推進員（以下「推進員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (職務)

第2条 推進員は、廃棄物の減量、資源化及び適正な処理（以下「減量等」という。）について、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 家庭系廃棄物（条例第2条第1項第1号に規定する家庭系廃棄物をいう。）の分別の啓発に関すること。
- (2) 集積所（条例第18条第2項に規定する集積所をいう。）を清潔に保持するための指導に関すること。
- (3) 減量等の啓発に関すること。

### (委嘱)

第3条 推進員は、社会的信望があり、減量等に熱意と識見を有する者で、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 区長の推薦を受けた者
- (2) その他市長が必要と認める者

2 前項第1号の区長による推薦は、廃棄物減量等推進員推薦書（様式第1号）を市長に提出することにより行うものとする。

### (任期等)

第4条 推進員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、推進員が欠けた場合における後任の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 推進員が任期の途中において退任しようとする場合は、退任しようとする日の30日前までに、廃棄物減量等推進員退任届（様式第2号）を市長に提出し

なければならない。

3 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その推進員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない状態にあるとき。

(2) 職務を怠り、又は職務上の義務に違反したとき。

(3) 推進員としてふさわしくない行為を行ったとき。

(4) その他市長が必要と認めるとき。

(服務)

第5条 推進員の担当する地域は、市長が指定する地域とする。

2 推進員は、職務を行うときは、廃棄物減量等推進員証（様式第3号）を常に携帯し、他の者から請求があったときは速やかにこれを提示しなければならない。

(謝礼)

第6条 推進員には、予算の範囲内で謝礼金を支払うものとする。

(報告)

第7条 推進員は、毎月の活動状況を記録し、その活動状況を市長が別に定める方法により報告するものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第3条第2項の規定による推薦の手続は、この告示の施行日前においても、

同項の規定の例により行うことができる。